

1 国民健康保険料（税）の賦課限度額の見直し及び低所得者に係る軽減判定所得の見直し（R7.4 施行）

- ・国民健康保険料（税）の基礎賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額については、現行の 65 万円から 66 万円に 1 万円引き上げ
 - ・後期高齢者支援金等賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額については、現行の 24 万円から 26 万円に 2 万円引き上げ
- （※介護納付金賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額は現行の 17 万円で据え置き）

- ・5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の 29.5 万円から 30.5 万円に 1 万円引き上げ
- ・2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を現行の 54.5 万円から 56 万円に 1.5 万円引き上げ
→地方税法施行令等の改正を踏まえて各自治体で条例を改正

2 高額医療費負担金の見直しについて（R7.4 施行）

- ・対象レセプトの基準額を現行の 80 万円から 90 万円に引き上げ

3 保険者支援制度の見直しについて（R7.4 施行）

- ・保険基盤安定繰入金のうち保険者支援分の算定方法について、低所得者の数に乗じる割合を次のとおり見直し
- 2 割軽減の対象者数に乗じる割合：14%
- 5 割軽減の対象者数に乗じる割合：15%
- 7 割軽減の対象者数に乗じる割合：16%

R6.12.27 令和 7 年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について【参考資料】（厚生労働省）

高額医療費負担金及び保険者支援制度の見直しについて

1 高額医療費負担金の見直しについて

- 高額医療費負担金は、高額な医療費が発生した保険者の財政運営の不安定化を緩和するために設けている制度。
- 納付金ベースの統一が進んでいけば、高額医療費の共同負担による市町村間の財政負担の平準化という意義は失われることを踏まえ、**令和 7 年 4 月から、対象レセプトの基準額を現行の 80 万円から 90 万円に引き上げる。**

2 保険者支援制度の見直しについて

- 保険者支援制度は、所得水準の低い保険者の財政基盤安定化のため、各市町村の平均保険料算定額と低所得者軽減の対象者数に応じた財政支援を行うものであり、平成 30 年度の国保改革にあたって 3,400 億円の追加公費の投入により、制度の拡充及び恒久化を行った（平成 27 年度施行）。
- 国保における軽減対象世帯の割合は増加傾向にあり、低所得層の多さによる国保財政への影響は解消されていない状況にあるが、一方で、被保険者数が減少傾向にある中、現行の算定基準を維持し続けると、保険者支援制度の規模は縮小してしまうことが想定される。**3,400 億円の追加公費を堅持し、事業規模を維持していく観点から、令和 7 年度から算定基準の見直し（＝平均保険料算定額×軽減対象者数に乗じる割合の改正：政令事項）を行う。**

<見直し後の支援額の算定式>

- ① 2 割軽減分：平均保険料算定額 × 2 割軽減対象被保険者数 **×14%**（現行：13%）
- ② 5 割軽減分：平均保険料算定額 × 5 割軽減対象被保険者数 **×15%**（現行：14%）
- ③ 7 割軽減分：平均保険料算定額 × 7 割軽減対象被保険者数 **×16%**（現行：15%）

4 こども・子育て支援金制度等（R8 施行）

- ・医療保険者に被保険者等から保険料とあわせてこども・子育て支援金を徴収させ、国にこども・子育て支援納付金として納付→子育て支援事業へ充当

R6.2.16 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案 概要・参考資料 改変（子ども家庭庁）

こども家庭庁
子ども家庭庁

3 子ども・子育て支援金制度の創設

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設する。

【子ども・子育て支援法】

- ① 政府は、支援納付金対象費用（※）に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収すること、医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負うことを定める。
- ② 医療保険者から毎年度徴収する支援納付金の額の算定方法を定める（※医療保険者間は、右図のとおり按分）。

【医療保険各法等】

- ① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。
- ② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。

※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。



- ・子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設（「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の公布(令和6年6月12日)）

R6.7.1 子ども・子育て支援金制度に係る全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議（子ども家庭庁）

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（※）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
- ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
- ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（※）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

（※）を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

5 高額療養費制度における自己負担限度額の引き上げについて（R7.8 施行）

高額療養費制度について、令和7年から令和9年にかけて段階的に引き上げを行う

高額療養費制度における自己負担限度額の引き上げについて

R6.12.27 令和7年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について【参考資料】（厚生労働省）

70歳未満

定率引上げ (R7.8～R8.7)			細分化		R8.8～R9.7	R9.8～
区分	要件	月単位の限度額	区分	要件	月単位の限度額	月単位の限度額
ア	年収：約1,160万円～ (月収：83万円～)	290,400 + 1% <多数回該当：161,100> 252,600 + 1% <多数回該当：140,100>	1	年収：約1,650万円～ (月収：127万円～)	367,200 + 1% <多数回該当：203,700>	444,300 + 1% <多数回該当：246,600>
			2	年収：約1,410万円～約1,650万円 (月収：103万円～121万円)	325,200 + 1% <多数回該当：180,300>	360,300 + 1% <多数回該当：199,800>
			3	年収：約1,160万円～約1,410万円 (月収：83万円～98万円)	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>
イ	年収：約770万円～約1,160万円 (月収：53万円～79万円)	188,400 + 1% <多数回該当：104,700> 167,400 + 1% <多数回該当：93,000>	4	年収：約1,040万円～約1,160万円 (月収：71万円～79万円)	220,200 + 1% <多数回該当：122,400>	252,300 + 1% <多数回該当：140,100>
			5	年収：約950万円～約1,040万円 (月収：62万円～68万円)	204,300 + 1% <多数回該当：113,400>	220,500 + 1% <多数回該当：122,400>
			6	年収：約770万円～約950万円 (月収：53万円～59万円)	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>
ウ	年収：約370万円～約770万円 (月収：28万円～50万円)	88,200 + 1% <多数回該当：48,900> 80,100 + 1% <多数回該当：44,400>	7	年収：約650万円～約770万円 (月収：44万円～50万円)	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>	138,600 + 1% <多数回該当：76,800>
			8	年収：約510万円～約650万円 (月収：36万円～41万円)	100,800 + 1% <多数回該当：55,800>	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>
			9	年収：約370万円～約510万円 (月収：28万円～34万円)	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>
エ	年収：～約370万円 (月収：～26万円)	60,600 <多数回該当：46,500> 57,600 <多数回該当：44,400>	10	年収：約260万円～約370万円 (月収：20万円～26万円)	69,900 <多数回該当：47,400>	79,200 <多数回該当：48,300>
			11	年収：約200万円～約260万円 (月収：16万円～19万円)	65,100 <多数回該当：46,800>	69,900 <多数回該当：47,400>
			12	年収：～約200万円 (月収：～15万円)	60,600 <多数回該当：46,500>	60,600 <多数回該当：46,500>
オ	住民税非課税	36,300 <多数回該当：25,200> 35,400 <多数回該当：24,600>	13	住民税非課税	36,300 <多数回該当：25,200>	36,300 <多数回該当：25,200>

※1 括弧内の金額は現行の限度額。 ※2 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準には月収（標準報酬月額）等が用いられる。

※3 「+ 1%」とは、一定額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの。

23

高額療養費制度における自己負担限度額の引き上げについて

70歳以上

定率引上げ (R7.8～R8.7)			細分化		R8.8～R9.7	R9.8～
区分	要件	月単位の限度額	区分	要件	月単位の限度額	月単位の限度額
現並みⅢ	年収：約1,160万円～ (月収：83万円～)	290,400 + 1% <多数回該当：161,100> 252,600 + 1% <多数回該当：140,100>	1	年収：約1,650万円～ (月収：127万円～)	367,200 + 1% <多数回該当：203,700>	444,300 + 1% <多数回該当：246,600>
			2	年収：約1,410万円～約1,650万円 (月収：103万円～121万円)	325,200 + 1% <多数回該当：180,300>	360,300 + 1% <多数回該当：199,800>
			3	年収：約1,160万円～約1,410万円 (月収：83万円～98万円)	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>	290,400 + 1% <多数回該当：161,100>
現並みⅡ	年収：約770万円～約1,160万円 (月収：53万円～79万円)	188,400 + 1% <多数回該当：104,700> 167,400 + 1% <多数回該当：93,000>	4	年収：約1,040万円～約1,160万円 (月収：71万円～79万円)	220,200 + 1% <多数回該当：122,400>	252,300 + 1% <多数回該当：140,100>
			5	年収：約950万円～約1,040万円 (月収：62万円～68万円)	204,300 + 1% <多数回該当：113,400>	220,500 + 1% <多数回該当：122,400>
			6	年収：約770万円～約950万円 (月収：53万円～59万円)	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>	188,400 + 1% <多数回該当：104,700>
現並みⅠ	年収：約370万円～約770万円 (月収：28万円～50万円)	88,200 + 1% <多数回該当：48,900> 80,100 + 1% <多数回該当：44,400>	7	年収：約650万円～約770万円 (月収：44万円～50万円)	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>	138,600 + 1% <多数回該当：76,800>
			8	年収：約510万円～約650万円 (月収：36万円～41万円)	100,800 + 1% <多数回該当：55,800>	113,400 + 1% <多数回該当：63,000>
			9	年収：約370万円～約510万円 (月収：28万円～34万円)	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>	88,200 + 1% <多数回該当：48,900>
一般	年収：～約370万円 (月収：～26万円)	60,600 <多数回該当：46,500> 外來特例 18,000 (外來年間上限：144,000) 57,600 <多数回該当：44,400> 外來特例 18,000 (外來年間上限：144,000)	10	年収：約260万円～約370万円 (月収：20万円～26万円) ※75歳以上：窓口負担2割	69,900 <多数回該当：47,400> 外來特例 28,000 (外來年間上限 224,000)	79,200 <多数回該当：48,300> 外來特例 28,000 (外來年間上限 224,000)
			11	年収：約200万円～約260万円 (月収：16万円～19万円) ※75歳以上：窓口負担2割	65,100 <多数回該当：46,800> 外來特例 28,000 (外來年間上限 224,000)	69,900 <多数回該当：47,400> 外來特例 28,000 (外來年間上限 224,000)
			12	年収：～約200万円 (月収：～15万円) ※75歳以上：窓口負担1割	60,600 <多数回該当：46,500> 外來特例 20,000 (外來年間上限 160,000)	60,600 <多数回該当：46,500> 外來特例 20,000 (外來年間上限 160,000)
低Ⅱ	住民税非課税	25,300 外來特例 8,000 24,600 外來特例 8,000	13	住民税非課税	25,300 外來特例 13,000	25,300 外來特例 13,000
低Ⅰ	住民税非課税 (一定所得以下)	15,400 外來特例 8,000 15,000 外來特例 8,000	14	住民税課税（一定所得以下）	15,400 外來特例 8,000	15,400 外來特例 8,000

※1 括弧内の金額は現行の限度額。 ※2 年収額は目安の額であり、実際の所得区分の判定基準には月収（標準報酬月額）等が用いられる。

※3 「+ 1%」とは、一定額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの。

24